

藤田医科大学病院の医療安全に係る監査委員会規程

施行 平成28年 2月17日

改正 平成30年10月10日

(目的)

第1条 学校法人藤田学園は、藤田医科大学病院（以下、病院という）において、医療法（昭和23年法律第205号）に定める「医療の安全の確保」を図るため、医療安全に係る内部統制等が機能しているか等、医療安全管理の取組状況等について、外部監査を行い必要な是正措置を含む助言や指導を実施する体制を構築することを目的として監査委員会を設置する。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者とは、医療法上の管理者を意味し、病院においては病院長をいう。
- (2) 開設者とは、医療法上の開設者を意味し、学校法人藤田学園をいう。

(外部監査)

第3条 監査委員会は、管理者の下で医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者等の業務が適切に実施されているか等について、管理者から報告等を求めるとともに、実地で確認を行う。

2. 監査委員会は、必要に応じて、是正措置を講じるよう、開設者及び管理者に対して意見を述べる。
3. 監査委員会は、監査の結果について、原則として公表する。なお、公表の方法は監査委員会において定める。

(組織)

第4条 開設者は、病院と利害関係がなく、医療安全や法学などの一定レベル以上の専門性を持った第三者及び一般の立場の者を含む監査委員会を設置する。

2. 監査委員会は、理事長が指名する医療安全や法学などの一定レベル以上の専門性を持った委員3名以上で組織する。
3. 監査委員会の委員の任命は、理事長が行う。
4. 委員の過半数は、病院と利害関係を有しない学外の者とする。
5. 委員長は外部の委員のうちから理事長が指名する。

(学外監査委員の報酬等)

第5条 学外の監査委員の報酬の額は、日額5万円とする。ただし、1日の職務時間が4時間未満の場合は3万円とする。

2. 学外の監査委員には、交通費として、1日当たり、2000円を支給する。
3. 学外監査委員の報酬及び交通費については、職務日から1ヶ月以内に、学外監査委員が指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。

(委員名簿等の届出等)

第6条 開設者は、選定理由等を記載した委員名簿を厚生労働省に届け出るとともに、公表するものとする。なお、公表の方法は監査委員会において定める。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査委員会の招集・開催)

第8条 監査委員会は、毎年度に2回以上開催する。

2. 委員長は、監査委員会を招集し、議長となる。
3. 監査委員会を招集するには、各委員に対して、会議の開催場所及び日時を14日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
4. 監査委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 監査委員会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載して出席した委員長が代表して記名押印することを要する。

2. 議事録は、委員、開設者及び管理者が閲覧することができる。

(管理者への報告)

第10条 監査委員会は、委員会における監査結果を、速やかに開設者及び管理者に書面により報告しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員及び第8条第4項に基づき出席した委員以外の者は、委員会の活動で知り得た事項を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

第12条 監査委員会に関する事務は、法人本部総務部において行う。

(内規)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査業務その他監査委員会に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

(改正)

第14条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この規程は、平成28年2月17日から施行する。
2. 平成30年10月10日一部改正